

記載例

下記の例を参考に、納入する年度をご記載ください。  
 例: 令和8年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間)  
 に納入する場合 →「08」と記載する。

**札幌市** 納入書・領収書 (納入者控) (公)

入湯税

納入者: 住所 札幌市中央区北1条西2丁目〇番△号 〇〇ビル  
 氏名 株式会社札幌市税観光 様

指定番号 99999

納入金額	647850
過少申告 不申告加算金	
延滞金額	
合計	647850

税区分 8年3月入湯分  
 申告区分 10.申告・12.更正・13.決定  
 法定納期限 8年4月15日  
 指定納期限 年 月 日

右のとおり納入します。  
 ○領収印のないものは無効です。  
 ○納入場所及び延滞金については、  
 ○この領収書は5年間保管して下さい。

右のとおり領収しました。

口座番号 02700-6-960033  
 加入者名 札幌市会計管理者  
 取りまとめ局 小樽貯金事務センター

領収日付印

札幌市作成のExcelファイルで作成する場合、黄色のセルに入力すると、自動で水色のセル【納入書・領収書(上段)、領収書控(中段)、領収済通知書(下段)の各欄】に反映されます。

**札幌市** 領収書控 (金融機関控) (公)

入湯税

納入者: 住所 札幌市中央区北1条西2丁目〇番△号 〇〇ビル  
 氏名 株式会社札幌市税観光 様

指定番号 99999

納入金額	647850
過少申告 不申告加算金	
延滞金額	
合計	647850

税区分 8年3月入湯分  
 申告区分 10.申告・12.更正・13.決定  
 法定納期限 8年4月15日  
 指定納期限 年 月 日

右のとおり領収しました。

(社認94-7)

口座番号 02700-6-960033  
 加入者名 札幌市会計管理者  
 取りまとめ局 小樽貯金事務センター

領収日付印

**札幌市** 領収済通知書 (金融機関→出納機関→主管課) (公)

入湯税

納入者: 住所 札幌市中央区北1条西2丁目〇番△号 〇〇ビル  
 氏名 株式会社札幌市税観光 様

指定番号 99999

納入金額	647850
過少申告 不申告加算金	
延滞金額	
合計	647850

税区分 8年3月入湯分  
 申告区分 10.申告・12.更正・13.決定  
 法定納期限 8年4月15日  
 指定納期限 年 月 日

右のとおり領収しました。

(社認94-7)

口座番号 02700-6-960033  
 加入者名 札幌市会計管理者  
 取りまとめ局 小樽貯金事務センター

領収日付印

◎ **納付場所・方法**

- 1 次の金融機関のうち国内に所在する本店または支店（出張所含む。）  
銀行（北洋、北海道、みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸）
  - 2 次の金融機関のうち北海道内に所在する本店または支店（出張所含む。）  
信用金庫（北海道、室蘭、空知、苫小牧、北門、北空知、日高、渡島、旭川、稚内、留萌、北星、大地みらい、遠軽、北見）、北海道労働金庫、札幌市農業協同組合
  - 3 次の金融機関のうち札幌市内に所在する本店または支店（出張所含む。）  
銀行（青森みちのく、秋田、七十七、第四北越、SBI新生）、信用組合（北央、札幌中央、ウリ、空知商工、あすか）、北海道信用農業協同組合連合会、サツラク農業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行または郵便局
- ※ この納付書では、札幌市外のゆうちょ銀行または郵便局で納付することができません。札幌市外のゆうちょ銀行又は郵便局で納付する場合は北都市税事務所収納管理課（011-211-3074）にご連絡下さい。
- 4 札幌市が設置する納付窓口  
市役所および各市税事務所
  - 5 地方税共通納税システムで納付する場合  
地方税共通納税システムを用いて、各金融機関の口座やクレジットカードなどから納付可能です。  
※ 申告に基づいて納税を行う際は、電子申告が必要となります。  
手続き方法などの詳細は、下記ホームページ（eLTAXのページ）をご確認ください。 <http://www.eltax.lta.go.jp/>

◎ **延滞金**

法定納期限後に納付するときは、その税額（1,000円未満の端数があるとき、または、その全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または、全額を切り捨てる。）に年14.6%（その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（令和3年1月1日以降の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とする。）を乗じて計算した延滞金額（延滞金に100円未満の端数があるとき、または、その全額が1,000円未満であるときは、その端数金額または、その全額を切り捨てる。）を本税とあわせて納付してください。

- ※ 令和2年12月31日以前の期間に係る計算方法等の具体的事項は、北都市税事務所収納管理課（TEL011-211-3074）にお問い合わせください。